

**1 科目内容・目標**

国際私法は、これを広義に解すると、国際民事手続法をも含むことから、「国際私法」の講義は、「国際民事手続法」の講義と連続性がある。

渉外的要素を含む法律関係(渉外的法律関係)に対して、強行的に国際私法を適用する。国際私法は、これを狭義に解すると、渉外的法律関係の準拠法を選定する法である。

この科目の内容は、渉外的法律関係に係る事案に対して、裁判所が、いずれの国(または法域)の法をその法律関係の準拠法として選択し、指定するか、という準拠法の選定の問題を取り扱うことである。

この科目の目標は、準拠法の選定のための主要成文法源である「法の適用に関する通則法」(平成18年法律第78号)の第4条以下の条文の解釈適用を中心として、理論から実務への架橋となるようにその解釈論を展開することである。

**2 授業の基本方針**

この授業の基本方針は、双方向的にして多方向的な授業の方法により、涉外事件に対する国際私法的処理について理論と実務を検討することである。

まず、事前学修として、事前に配布する資料に掲げる事例から法的問題の所在を理解し、基本的な法律用語の定義を理解し、根拠条文の文理解釈を理解しておくように求める。とりわけ、国際私法における特有の法律用語については確実に理解しておくことが求められる。

つぎに、授業として、法律関係の性質決定に従って「法の適用に関する通則法」その他の条項の適用関係を探究し、その条文の規定する法制度の趣旨を把握し、そのうえで、解釈論の通説的な見解とこれに反対する見解などを考察したところで、教員から学生に質問をし、問題解決へ学生を誘導する方式を採用する。この方式で、事前に配布した資料に掲げる具体的事案、特に判例・裁判例・審判例における事案の概要から法律関係の性質決定、適用すべき国際私法規定、その条項に規定する連結素の解釈、具体的事案における連結素の確定といった一連のプロセスの理解において、適宜、学生との質疑応答を繰り返すことにより、具体的事案における裁判所の判断に至るまでの理解がなされるように授業を進行する。

さらに、事後学修として、とりわけ、法律関係の性質決定、適用すべき国際私法規定の特定、特定された国際私法の規定する連結素の確定といった国際私法的処理における準拠法の選定の方法論を再確認しておくことが求められる。課題研究として事例を呈示することもあり、その理解の程度に応じて、授業で反復学修をするとともに、法的な文書の起案能力をも養成する。

以上の事前および事後の学修ならびに授業において、サイバー・キャンパスを学修支援のツールとして活用する。

**3 成績評価**

学期末に筆記試験を実施する。筆記試験は、事例問題2問(必答)を出題し、涉外家事事件と涉外財産関係事件の国際私法各論からの出題とする。国際私法各論は、国際私法総論の課題を前提とするから、事例に対する国際私法全般の理解と問題解決を思考して答案を作成させる出題とする。筆記試験の成績に加えて、適宜に提示する課題研究の成果や授業に対する取組みも評価の対象とする。成績は、筆記試験を80%、平常の授業への取組みを20%として評価する。

事前学修や授業のためにレジュメを財布する。指定教科書は、廣江健司『国際民事関係法』（成文堂）を使用する。また、別冊ジュリスト『国際私法判例百選[新法対応補正版]』（有斐閣）を推奨する。その他の文献は、授業において適宜指定する。

全 15 講の授業の計画(予定)は、次のとおりである。

#### 第 1 講 渉外的法律関係と、その法規整

国際私法の適用の前提となる渉外的法律関係の意義および具体的事案における渉外性の判定について理論と実務を理解する。そのうえで、渉外的法律関係の法規整について統一法と国際私法を理解し、さらに、国際民事手続法との連続性という視点で、国際民事手続の流れについて裁判例を素材として実務を理解する。

- (1) 渉外的法律関係の意義 (2) 渉外的法律関係の理論 (3) 渉外的法律関係の実務
- (4) 渉外的法律関係の法規整

#### 第 2 講 国際私法の意義と、その規定の構造

国際私法の定義から、国際私法の規律の対象および規律の方法を理解したうえで、国際私法の法源を確認しておく。国際私法の定義から、国際私法の規定の構造を理解し、主要成文法源である「法の適用に関する通則法」の第 4 条以下の条文に照らして、条文の解釈論上の問題点を把握する。

- (1) 国際私法の意義 (2) 国際私法の法源 (3) 国際私法の規定の構造 (4) 国際私法の解釈論

#### 第 3 講 法律関係の性質決定と連結素の確定

国際私法の規定の構造から、国際私法の解釈論として具体的に、法律関係の性質決定と連結素の確定を考察する。さらに、先決問題および適応問題について総論的に触れる。

- (1) 法律関係の性質決定の意義 (2) 具体的事案における法律関係の性質決定
- (3) 適用すべき抵触法の規定の特定 (4) 連結素の確定 (5) 具体的事案における連結素の確定
- (6) 先決問題および適応問題

#### 第 4 講 外国法の適用の排除(公序則)

準拠法として外国法によるべき場合において、その外国法の規定を具体的事案に適用した結果、日本の公の秩序に反することとなるときの処理について、「法の適用に関する通則法」の第 42 条の解釈適用を考察する。

- (1) 外国法の適用排除の意義 (2) 法適用通則法の第 42 条の解釈論
- (3) 具体的事案における公序則の発動 (4) 外国法の適用排除後の処理

#### 第 5 講 婚姻・離婚関係の準拠法の選定

国際私法の各論として、婚姻または離婚という法律関係の準拠法の選定について、「法の適用に関する通則法」の第 24 条から第 27 条までの規定の解釈適用を考察する。

- (1) 法律関係の性質決定 (2) 適用すべき抵触法の規定の解釈論 (3) 具体的事案における準拠法の選定

## 第6講 親子関係の準拠法の選定

国際私法の各論として、親子関係という法律関係の準拠法の選定について、「法の適用に関する通則法」の第28条から第32条までの規定の解釈適用を考察する。親族関係についての法律行為の方式の準拠法の選定について、「法の適用に関する通則法」の第34条の規定の解釈適用を考察する。

- (1) 法律関係の性質決定 (2) 適用すべき抵触法の規定の解釈論 (3) 具体的事案における準拠法の選定 (4) 親族関係についての法律行為の方式の準拠法の選定

## 第7講 相続・遺言関係の準拠法の選定

国際私法の各論として、相続または遺言という法律関係の準拠法の選定について、「法の適用に関する通則法」の第36条または第37条の規定の解釈適用を考察する。

- (1) 法律関係の性質決定 (2) 適用すべき抵触法の規定の解釈論 (3) 具体的事案における準拠法の選定

## 第8講 本国法の特定と、本国の国際私法の適用

本国法によるという場合において、当事者が、重国籍を有するとき、無国籍であるとき、地域的不統一法国の国籍を有するとき、または人的不統一法国の国籍を有するとき、その当事者の本国法を特定する方法論を考察するため、「法の適用に関する通則法」の第38条および第40条の規定の解釈論を展開する。また、本国法によるべき場合において、本国の国際私法の適用を考察するため、「法の適用に関する通則法」の第41条の規定の解釈論を展開する。

- (1) 本国法によるの意義 (2) 重国籍の者の本国法 (3) 無国籍の者の本国法 (4) 地域的不統一法国の者の本国法 (5) 人的不統一法国の者の本国法 (6) 反致

## 第9講 親族・相続関係をめぐる事例研究

親族・相続関係をめぐる事例から法律関係の性質決定により、適用すべき抵触法の規定を特定し、特定された抵触法の規定の定める連結素を確定して、準拠法を選定するという方法論を研究する。

## 第10講 人の行為能力、後見開始の審判等および失踪の宣告

人の行為能力の準拠法、後見開始の審判等の管轄および準拠法、失踪の宣告の宣告管轄および準拠法を考察する。「法の適用に関する通則法」の第4条から第6条までの規定の解釈論を展開する。

- (1) 人の行為能力 (2) 後見開始の審判等 (3) 失踪の宣告

## 第11講 物権関係の準拠法の選定

物権関係の準拠法の選定について、「法の適用に関する通則法」の第13条の規定の解釈論を展開する。その他、抵触法の規定が存在しない問題について、国際私法上の条理に従って準拠法を選定する方法をも考察する。

- (1) 法律関係の性質決定 (2) 適用すべき抵触法の規定の解釈論 (3) 具体的事案における準拠法の選定

## 第12講 法定債権関係の準拠法の選定

法定債権の事務管理または不当利得の準拠法の選定を考察する。「法の適用に関する通則法」の第14条から第16条までの規定の解釈論を展開する。また、不法行為およびその他の生産物責任と名誉または信用の毀損については、「法の適用に関する通則法」の第17条から第22条までの規定の解釈論を展開する。さらに、債権の譲渡に関する第23条の規定の解釈論をも展開する。その他、抵触法の規定が存在しない問題について、国際私法上の条理に従って準拠法を選定する方法をも考察する。

- (1) 法律関係の性質決定 (2) 適用すべき抵触法の規定の解釈論 (3) 具体的事案における準拠法の選定 (4) 生産物責任の特例 (5) 名誉または信用の毀損の特例 (6) 債権の譲渡

### 第 13 講 任意債権関係の準拠法の選定

任意債権関係として、とりわけ、国際契約の準拠法の選定を考察する。「法の適用に関する通則法」の第 7 条から第 9 条の規定、および法律行為の方式に関する第 10 条の規定、その他、消費者契約または労働契約について準拠法の選定の特例である第 11 条または第 12 条の規定の解釈論を展開する。

- (1) 法律関係の性質決定 (2) 適用すべき抵触法の規定の解釈論 (3) 具体的事案における準拠法の選定
- (4) 法律行為の方式 (5) 消費者契約の特例 (6) 労働契約の特例

### 第 14 講 財産関係をめぐる事例の研究

財産関係をめぐる事例から法律関係の性質決定により、適用すべき抵触法の規定を特定し、特定された抵触法の規定の定める連結素を確定して、準拠法を選定するという方法論を研究する。

### 第 15 講 国際私法の総論と各論を融合した事例の研究

国際私法の総論の課題が国際私法の各論の課題の前提となるから、総論と各論を融合して考察する必要がある、これまで学修した事項を総合的に再検討するような事例を研究する。

以上